

第4回農業委員会総会議事録

平成27年4月6日(月)

射水市役所布目庁舎301号室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第12号から第14号)
日程第4 議事(議案第12号から第15号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(24人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	14番	熊西 忠治
15番	水元 睦雄	17番	川西喜一郎
18番	山下 隆之	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

欠席委員(1人)

16番 石庭 文男

議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
第2 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第14号 買受適格証明の交付を受けた者からの農地法の規定による許可申請等について

- 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 14 号 下限面積の設定について
議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二
主任 田中 良仁

射水市農林水産課
農政係長 遠藤 修 主任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 8 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 4 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「10 番 城石委員」「11 番 山谷委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

（報告第 1 2 号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第 1 2 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第 2 第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第 1 3 号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第 1 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

(報告第14号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第14号 買受適格証明の交付を受けた者からの農地法の規定
による許可申請等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
この案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分い
たしましたのでご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第12号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第12号農地法第3条の規定による許可申請につ
いて議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。
今回は4件ございます。

【議案第12号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1番・2番については経営規模拡大によるもの、3番・4番については農地交換によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第13号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第13号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第13号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は資材置場の転用申請です。
- 2 番は農家分家住宅建築の転用申請です。
- 3 番は店舗の転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件について前田職務代理より説明をお願いします。

前田職務代理

議案第 13 号の 1 番について説明します。

譲受人は 地内で屋根瓦工事業を営んでいます。

現在、自宅敷地内に資材を置いているが不足している状態です。今後、事業拡大の為、新たな資材置場が必要となっています。

そこで自宅に隣接する農地を、資材置場として利用いたしたく今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2 番の件について永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案 13 号の 2 番について説明します。

譲受人は 地内に本家で家族と同居している長男です。

農業の手伝いをしながら生活してきましたが、現在、両親、妻、子供 2 人の計 6 人が同居しておりますが子供の成長に伴い、住居が手狭になってきました。

そこで家族と相談したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家の近くに父が所有する農地を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

3番の件について明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案13号の3番について説明します。

申請者は市内の土木建築業者です。

このほど、コンビニエンスストアの新規店舗敷地造成のため、国道 号線沿いの立地条件の良い場所を検討し、土地所有者と交渉を重ねた結果、市道との交差点に面し、交通量も多い今回の場所を賃貸借することで話がまとまりました。

今回の転用により、隣接する農地等への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第13号について説明します。

1番につきましては、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的については資材置場であり、規模・必要性からもやむを得ないと考えます。

2番につきましては、公共施設整備済区域内にある農地であることから、これを3種農地と判断します。転用目的は農家分家住宅建築であり、規模についても問題ないと考えます。

3番につきましては、10ha以上の高性能農業機械営農適地の農地の区域内にある農地であることから、これを甲種農地と判断します。転用目的については、コンビニエンスストア建築であり、地元自治会等の同意も得られ、隣接する土地との一体利用の観点からやむを得ないと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第13号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第14号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第14号 下限面積の設定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第14号の下限面積の設定についてご説明いたします。

現在、射水市における下限面積は50アールと定めています。

【資料をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

質問なしと認め、直ちに採決します。

それでは、議案第14号 下限面積の設定については、原案のとおり「50アール」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第14号については、原案のとおりに可決されました。

(議案第15号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第15号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、14番熊西委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

熊西委員退席

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案21件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第15号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第15号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

熊西委員着席

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第4回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時56分

その他報告事項

農業委員会視察研修会（案）について

2014年 農業委員会活動記録簿の提出について

農業委員会歓送迎会の開催について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 5月 1日（金） 午後2時から
- ・会場 布目庁舎301号室

配布資料について

- ・2015年度 農業委員活動記録セット
- ・アグリとやま 春号
- ・のうねん 2015.3月号

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 城 石 美 枝 子

署名委員 山 谷 孝 芳

第四回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十七年四月十日
至 平成二十七年四月三十日